



市政記者クラブ加盟社 各位

## マイナンバーカードの誤交付について

都南総合支所において、マイナンバーカード交付の際、誤って他人のマイナンバーカードを交付した事案がありましたので、その内容についてお知らせします。

### 記

#### 1 概要

7月4日午前中に、都南総合支所市民係において、市民Aに市民Bのマイナンバーカードを誤交付した。

その後、市民Aが都南分庁舎市民ホールに設置しているマイナポイント支援窓口で健康保険証の紐付けを行い、公金受取口座の登録を行おうとした際に誤交付に気が付いたことから、市が市民Bのマイナンバーカードを回収した。市民Aには謝罪と説明を行い、改めて市民Aのマイナンバーカードを交付した。

同日18時30分ころ、市民Bに対して謝罪と説明を行い、了承を得た。

なお、市民Bのマイナンバーカードと健康保険証との紐付けについては、現在、国と解除手続きについて協議している。

#### 2 発生原因

- (1) マイナンバーカード交付の際、交付通知書のはがきなど各種照合書類の確認が不十分だった。
- (2) 顔写真の確認の際、受け取りのお客様にマスクの取り外し依頼を行わなかったなど、本人確認が不十分だった。

#### 3 再発防止策

国から示されている「マイナンバーカードの誤交付防止のためのチェックリスト」に基づき適正に業務を行うことを基本とし、以下の対策を行う。

- (1) マイナンバーカードとカード発行一覧表及び交付通知書のはがきの再照合、免許証等本人確認書類との再照合を徹底する。
- (2) マイナンバーカードをお渡しする際の本人確認として、マスクや帽子、サングラス等の取り外し依頼を徹底する。

#### 【問い合わせ先】

都南総合支所長 久保 雅子  
TEL：019-639-9035